

## 市有地売却に係る応募要項

滝川市への移住定住を促進するとともに、安心して暮らし続けることができる良好な居住環境の整備を推進するため、概ね 10 年以内に住宅及び建売住宅を新築する方に市有地を売却します。

本応募要項による販売対象は、B 1 から B18 までの区画です。

### 1 物件の概要

本応募要項による販売物件の概要は次のとおりです。

- (1) 所在地 滝川市東町6丁目6番、7番
- (2) 用途地域 第一種中高層住居専用地域
- (3) 容積率 150%
- (4) 建ぺい率 60%
- (5) 登記地目 宅地
- (6) 面積及び販売価格 別紙販売価格一覧をご覧ください。

### 2 応募の資格

- (1) 日本国内に住んでいる個人で、次のアからウに該当する方を除き、応募いただけます。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する許可及び宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定する免許を受けている方で、次のアからウに該当する方を除き、応募いただけます。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 市との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくはは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団その他反社会的団体及びその代表者並びに構成員である者（個人の場合は同居する者、法人の場合はその役員も含む。）

### 3 応募の条件

応募の条件は、次のいずれかとなります。

- (1) 自己が居住するための一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住

宅を含みます。)を新築する方

(2) 建売住宅(不特定の者への販売を目的とする住宅)を新築する方

#### 4 応募申込方法等

令和3年8月2日(月)より随時受付をしています。

- (1) 申込方法 本応募要項及び物件の状況を確認し、「市有財産購入申込書」に必要事項を記入・押印の上、受付期間内に直接持参するか、メールまたは郵送で申し込みしてください。なお、電話及びファックスによる申込みはできません。
- (2) 受付場所 〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市役所4階 建設部建築住宅課 Tel0125-28-8040  
E-mail:kentiku@city.takikawa.lg.jp  
午前8時30分から午後5時00分まで  
なお、土、日曜日及び祝祭日の問い合わせ及び受付は行いませんのでご了承ください。
- (3) 必要書類 ・市有財産購入申込書(ホームページよりダウンロードできます。)  
・住民票謄本(個人の場合)  
・登記事項証明書(法人の場合)  
・暴力団等の排除に関する誓約書(ホームページよりダウンロードできます。)  
・役員名簿一覧(法人の場合)(ホームページよりダウンロードできます。)  
・建設業許可証の写し  
・宅地建物取引業者免許証の写し
- (4) 留意事項 ア 所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名で申込んでください。  
イ 申込みにあたっては、必ず物件の下見をして現状を確認してください。

#### 5 売買契約の締結

決定者は、所定の契約書により滝川市と売買契約を締結していただきます。

なお、契約締結日は、決定日の翌日から10営業日以内で市と購入者が協議の上決定します。

#### 6 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次のいずれかとなります。

- (1) 一括払い  
売買契約締結日から30日以内に納付していただきます。
- (2) 契約保証金払い  
売買契約締結時に契約保証金として、売買代金の10%以上を納付していただき、売買代金又は残金を滝川市が発行する納入通知書により、売買契約締結日の60日以内に納付していただきます。  
なお、納入期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金はお返しいたしません。

#### 7 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納された時に所有権が移転するものとし、同時に物件の引渡しがあったもの

とします。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、滝川市が行います。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、購入者の負担となります。

## 8 その他

(1) 物件は、現状有姿のまま引渡ししますので、必ず現地を確認してください。

(2) 子育て世帯(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が、購入申込書提出日において属する世帯をいいます。)が購入する場合の販売価格にあつては、別紙販売価格一覧『10(2)の場合』となります。

(3) 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であつて、建設業法第3条に規定する許可及び宅地建物取引業法第3条に規定する免許を受けている方が同時に複数区画購入する場合の販売価格にあつては、別紙販売価格一覧『10(3)の場合』となります。

### 【販売価格一覧】

	区画番号	面積	販売価格	10(2)の場合	10(3)の場合
R3 販売	B1	303.26 m <sup>2</sup>	3,230,000 円	3,060,000 円	3,130,000 円
	B2	305.23 m <sup>2</sup>	3,150,000 円	2,990,000 円	3,050,000 円
	B3	303.24 m <sup>2</sup>	3,240,000 円	3,070,000 円	3,140,000 円
	B4	305.23 m <sup>2</sup>	3,160,000 円	3,000,000 円	3,060,000 円
	B5	305.24 m <sup>2</sup>	3,160,000 円	3,000,000 円	3,060,000 円
	B6	305.23 m <sup>2</sup>	3,160,000 円	3,000,000 円	3,060,000 円
	B7	305.24 m <sup>2</sup>	3,160,000 円	3,000,000 円	3,060,000 円
	B8	305.23 m <sup>2</sup>	3,160,000 円	3,000,000 円	3,060,000 円
	B9	305.22 m <sup>2</sup>	3,160,000 円	3,000,000 円	3,060,000 円
	B10	303.21 m <sup>2</sup>	3,290,000 円	3,120,000 円	3,190,000 円
	B11	337.50 m <sup>2</sup>	3,600,000 円	3,420,000 円	3,490,000 円
	B12	339.52 m <sup>2</sup>	3,520,000 円	3,340,000 円	3,410,000 円
	B13	339.51 m <sup>2</sup>	3,520,000 円	3,340,000 円	3,410,000 円
	B14	339.51 m <sup>2</sup>	3,520,000 円	3,340,000 円	3,410,000 円
	B15	339.51 m <sup>2</sup>	3,520,000 円	3,340,000 円	3,410,000 円
	B16	339.53 m <sup>2</sup>	3,520,000 円	3,340,000 円	3,410,000 円
	B17	339.49 m <sup>2</sup>	3,520,000 円	3,340,000 円	3,410,000 円
	B18	337.48 m <sup>2</sup>	3,660,000 円	3,470,000 円	3,550,000 円